

平成24年度第1回森林の未来を考える懇談会資料

平成24年度懇談会 開催スケジュールについて

- 平成24年度森林^{もり}の未来を考える懇談会 開催スケジュール
- 森林^{もり}の未来を考える懇談会の役割について
- 福島県森林環境税条例
- 森林^{もり}の未来を考える懇談会設置要綱

平成24年7月11日

福島県農林水産部森林計画課

平成24年度^{もり}森林の未来を考える懇談会 開催スケジュール

平成24年7月11日

開催時期	議 題
第1回懇談会 7月上旬	○福島県の森林林業の現状について ○前年度の森林環境基金事業の実績について ○当年度の森林環境基金事業の実施について ○当年度の懇談会開催スケジュールについて ○基金事業成果発表会の開催について
(基金事業 成果発表会) 8月上旬	○基金事業実施事例の発表・PR
第2回懇談会 (現地調査) 9月上旬	○現地調査 ○森林環境基金事業の評価について
第3回懇談会 11月上旬	○森林環境関連施策PR事業の実施の結果について ○森林環境基金事業の評価について (上記の現地調査やPR事業の実施結果を踏まえて)
第4回懇談会 3月中旬	○当年度の森林環境基金事業進捗状況について ○次年度の森林環境基金事業概要について

関連施策
PR事業
(成果発表会)
などの実施

評価を踏まえた
施策の形成

もり 森林の未来を考える懇談会の役割について

1. 森林環境税

福島県の森林は県土の約70%を占め、豊かな自然環境と良好な生活環境を生み出しています。

この豊かな森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成18年度から森林環境税を導入し、「県民一人一人が参加する新たな森林づくり」に取り組んでいます。

-- 福島県森林環境税条例(抄) -----

(趣旨)

第1条 県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、森林環境税として課する。

2. 「もり 森林の未来を考える懇談会」設置の目的

森林環境税を財源とする事業における県民の参画と透明性を確保するため、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などにより構成される懇談会であり、事業に対する意見や事業の評価などに関する事項について検討を行うこととしています。

-- 森林の未来を考える懇談会設置要綱(抄) -----

(目的)

第1条 県は、森林の持つ良質で豊富な水の供給や土砂流出等災害の防止その他の公益的機能の発揮を将来にわたって持続的に確保するため、県民の理解と協力のもと、森林環境税を財源として森林環境の保全等に取り組むにあたり、県民の参画と透明性を確保するため、森林の未来を考える懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価などに関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

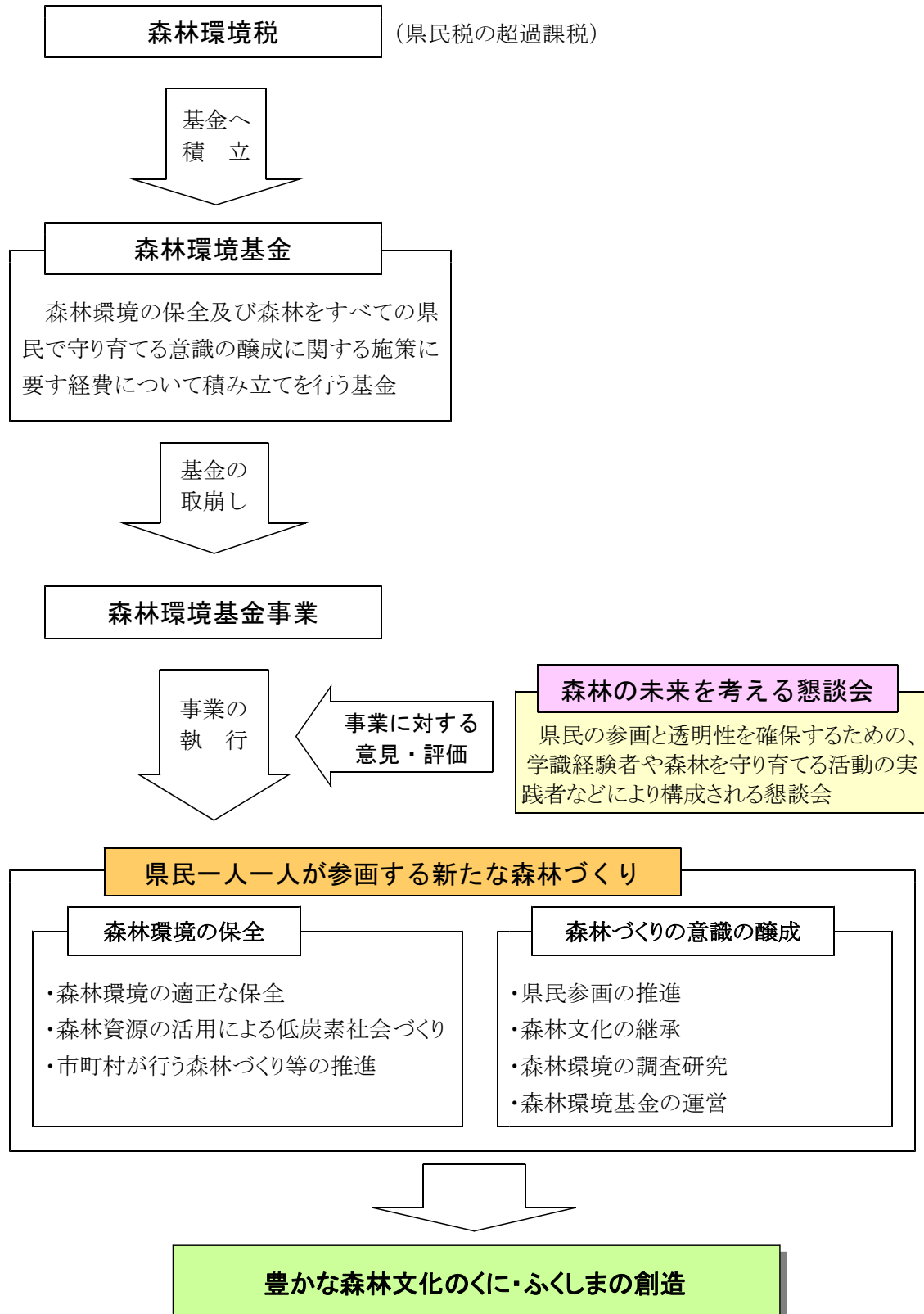
第3条 懇談会は、10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などのうちから知事が委嘱する。

3. 事業に対する意見及び事業の評価について

森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価については、別紙「懇談会開催スケジュール」のとおり、現地調査や成果発表会などの森林環境関連施策PR事業の結果を踏まえて行っていただきます。

森林環境税の運営イメージ



○福島県森林環境税条例

平成十七年三月二十五日

福島県条例第三号

福島県森林環境税条例

(趣旨)

第一条 県は、水源のかん養、県土の保全等県民福祉の向上に資する森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する施策に要する経費の財源を確保するため、福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率に関し、その特例としてこの条例の規定により加算した額を、森林環境税として課する。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第二条 平成十八年度から平成二十七年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十八条の規定にかかわらず、同条に定める額に千円を加算した額とする。

(平二二条例六七・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第三条 平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第四号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額に、当該額に百分の十を乗じて得た額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第三十八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項」とあるのは、「福島県森林環境税条例(平成十七年福島県条例第三号)第三条第一項」とする。

(平二〇条例五五・平二二条例六七・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(平一七条例七四・旧附則・一部改正)

- 2 平成十八年度分の森林環境税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(日本国内に住所を有しない者を除く。)に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十八条」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例(平成十七年福島県条例第七十二号)附則第二条第二項」と、「同条に定める額に千円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十八条に定める額に三百円」とする。

(平一七条例七四・追加)

- 3 平成十九年度分の森林環境税に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者(日本国内に住所を有しない者を除く。)に係る第二条の規定の適用については、同条中「県税条例第二十八条」とあるのは「福島県税条例の一部を改正する条例(平成十七年福島県条例第七十二号)附則第二条第三項」と、「同条に定める額に千円」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用される県税条例第二十八条に定める額に六百円」とする。

(平一七条例七四・追加)

附 則(平成一七年条例第七四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五五号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年条例第六七号)

この条例は、公布の日から施行する。

森林^{もり}の未来を考える懇談会設置要綱

平成17年4月18日

最終改正 平成23年8月11日

(目的)

第1条 県は、森林の持つ良質で豊富な水の供給や土砂流出等災害の防止その他の公益的機能の発揮を将来にわたって持続的に確保するため、県民の理解と協力のもと、森林環境税を財源として森林環境の保全等に取り組むにあたり、県民の参画と透明性を確保するため、森林^{もり}の未来を考える懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 森林環境税を財源とする事業に対する意見や事業の評価などに関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 懇談会は、10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者や森林を守り育てる活動の実践者などのうちから知事が委嘱する。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、公募委員以外の委員の再任を妨げない。ただし、最初に委嘱された委員の任期については、委嘱された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。

(会議)

第6条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会の議長は、座長が当たる。

3 座長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、福島県農林水産部森林林業総室森林計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

(設置期間)

第9条 懇談会は、平成29年3月31日まで設置する。

附則

- 1 この要項は平成17年4月18日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、第1回目の懇談会は知事が招集する。

附則

- 1 この要綱は平成23年8月11日から施行する。

○福島県森林環境基金条例

平成十八年三月二十二日

福島県条例第三十九号

福島県森林環境基金条例をここに公布する。

福島県森林環境基金条例

(設置)

第一条 森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成に関する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県森林環境基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福島県森林環境税条例(平成十七年福島県条例第三号)第二条及び第三条第一項の規定による加算額に係る収納額に相当する額からその賦課徴収に要する費用を控除して得た額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

第五条 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。